

令和 4年1月2日以降に銚子市へ転入（出生）された方を含む世帯の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 に関するご案内

このたび、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を支給することになりましたのでご案内します。

今回、この案内文は、令和 4年1月2日以降に銚子市へ転入（出生）された方を含む世帯に該当する全世帯へ送付させていただいており、下記の支給対象者となる世帯は、

申請が必要 となります。

★ 支給対象者

基準日（令和4年9月30日）において銚子市に住民票がある世帯で以下の要件を全て満たす世帯の世帯主

（支給要件）

- (1)世帯の全員が、令和4年度住民税非課税である。
- (2)世帯全員が令和4年度住民税課税者の扶養を受けていないことや青色事業専従者及び事業専従者でない。（扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。）
- (3)世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- (4)世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- (5)既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯ではない。

支給要件を確認し、該当する場合

対象外の方は
申請する必要はありません

下記コールセンターへご連絡ください。

申請期間：令和4年10月31日（月）～令和5年1月31日（火）

申請書を送付しますので、記入の上、添付書類と一緒に郵送してください。



お問い合わせ

銚子市価格高騰緊急支援給付金

コールセンター

0120-166-123

受付時間 平日8:30～17:00

郵送先

〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1

銚子市役所 社会福祉課 社会福祉室

**銚子市電力・ガス・食料品等
価格高騰緊急支援給付金担当**